

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯に対する国民健康保険税の減免制度 比較表

	令和3年度	令和2年度																								
減免対象保険税	令和2年度分(※)及び令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているもの (※) 令和2年度分は、令和2年度末に国保資格を取得した等により、上記期間内に納期限が設定されたものに限る。	令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの																								
減免要件	<p>【減免要件①】世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p> <p>【減免要件②】世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯</p> <p>(1) 世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>(2) 世帯の生計を主として維持する者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること。</p> <p>(3) 世帯の生計を主として維持する者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること。</p>	変更なし																								
減免額	<p>【減免要件①】全額免除</p> <p>【減免要件②】下表1の減免対象保険税額 × 下表2の減免割合 で算定した額</p> <p>〔表1〕減免対象保険税額の算出方法</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">減免対象保険税額 = A × B / C</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td colspan="2">当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td colspan="2">世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td colspan="2">被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額</td> </tr> </table> <p>〔表2〕減免割合</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前年の合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table>	減免対象保険税額 = A × B / C			A	当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額		B	世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額		C	被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額		前年の合計所得金額	減免の割合	300万円以下	10分の10	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	1,000万円以下	10分の2	変更なし
減免対象保険税額 = A × B / C																										
A	当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額																									
B	世帯の生計を主として維持する者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額																									
C	被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額																									
前年の合計所得金額	減免の割合																									
300万円以下	10分の10																									
400万円以下	10分の8																									
550万円以下	10分の6																									
750万円以下	10分の4																									
1,000万円以下	10分の2																									
申請期限	令和4年3月31日 ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	令和3年3月31日 ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。																								
国からの財政支援	<p>減免を行った国民健康保険税額の一部（下表のとおり）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>財政支援の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免総額の割合 (※)</td> <td>3%以上 10分の8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.5%以上3%未満 10分の4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.5%未満 10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 減免総額の割合 市町村調整対象需要額（調整交付金の算定に用いる、市町村ごとの医療費を基にした係数）に占める減免総額の割合</p>	区 分	財政支援の割合	減免総額の割合 (※)	3%以上 10分の8		1.5%以上3%未満 10分の4		1.5%未満 10分の2	<p>減免を行った国民健康保険税額の全部（10分の10）</p> <p>【参考】令和2年度制度による減免決定状況（令和3年4月30日現在）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>令和元年度分</td> <td>177世帯</td> <td>5,477,500円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度分</td> <td>230世帯</td> <td>37,186,900円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>42,664,400円</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度分	177世帯	5,477,500円	令和2年度分	230世帯	37,186,900円	合 計		42,664,400円							
区 分	財政支援の割合																									
減免総額の割合 (※)	3%以上 10分の8																									
	1.5%以上3%未満 10分の4																									
	1.5%未満 10分の2																									
令和元年度分	177世帯	5,477,500円																								
令和2年度分	230世帯	37,186,900円																								
合 計		42,664,400円																								